

産業集積促進税制（不動産取得税の軽減）について ～第二種産業集積促進地域～

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における家屋及びその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。

産業集積促進地域のうち、工業の集積の維持及び促進を図る「第二種産業集積促進地域」における、不動産取得税の軽減についてお知らせします。

■ 第二種産業集積促進地域(指定公示日:平成19年11月22日)

- 東大阪市新町・宝町工業地域地区 ⇒ 新町の一部、宝町の一部
- 東大阪市加納工業専用地域地区 ⇒ 加納四丁目の一部、加納五丁目の一部
- 東大阪市水走・川田工業地域地区 ⇒ 川田四丁目、水走三丁目の一部、水走四丁目、水走五丁目
- 東大阪市加納工業地域地区 ⇒ 加納七丁目の一部
- 東大阪市岩田工業地域地区 ⇒ 岩田町二丁目の一部、花園西町一丁目の一部
- 東大阪市西岩田工業地域地区 ⇒ 岩田町六丁目の一部、西岩田四丁目の一部
- 東大阪市稲田新町工業地域地区
⇒稲田上町一丁目の一部、稲田上町二丁目、稲田新町二丁目の一部、稲田新町三丁目の一部、稲田三島町、北鴻池町の一部、鴻池徳庵町の一部、七軒家の一部、中鴻池町一丁目の一部、西鴻池町一丁目の一部、西鴻池町二丁目の一部、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目の一部、本庄西三丁目の一部、三島三丁目の一部
- 東大阪市高井田工業地域地区
⇒新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨栄町三丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部
- 東大阪市柏田西工業地域地区
⇒ 柏田西二丁目、柏田西三丁目の一部、渋川町一丁目の一部、渋川町二丁目、渋川町三丁目の一部
*地域の具体的な詳細については、商工労働部企業誘致推進課までお問い合わせ下さい。

■ 対象不動産

第二種産業集積促進地域の指定公示日から平成24年3月31日まで（地域の変更又は指定の解除があった場合はその公示の日まで）の対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所等の家屋（*1）又はその敷地である土地（*2）

（*1）第二種対象家屋

- ・自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所等の用に供するものに限り、住宅を除く。
 1. 家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る（対象期間後の取得を含む。）。
 2. 建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限る。

（*2）第二種対象土地

- ・対象期間中に取得し、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。
 1. 第二種対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合
 2. 第二種対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合

■ 対象者

自己の事業の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方

※ 事業には、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。

■ 軽減額

対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額

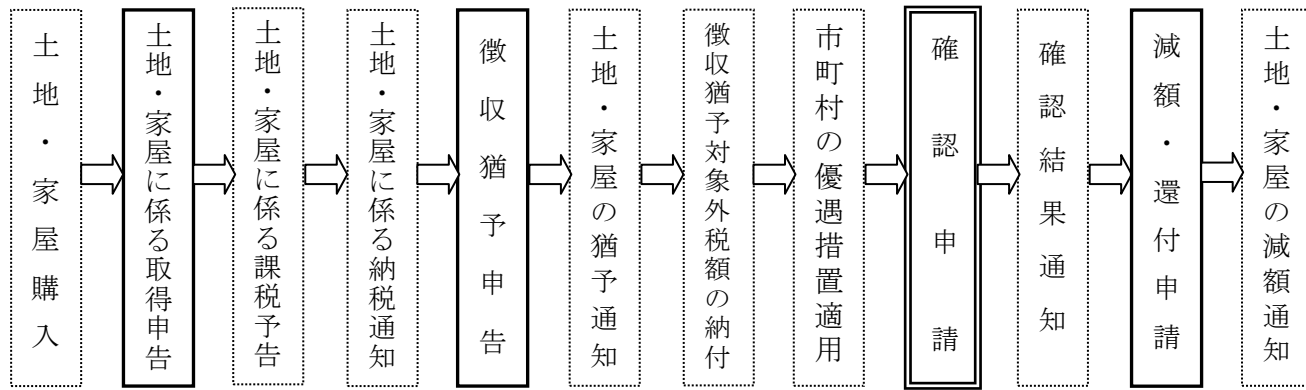
※ 軽減する金額の上限は、第二種産業集積促進地域ごとに2億円となります。

■ 猶予、軽減手続

府税事務所への手続き

商工労働部への手続き

<手続の流れ（例：土地・家屋を同時に取得した場合）>



① 徴収猶予の申告

「徴収猶予申告書」を納期限までに中河内府税事務所不動産取得税第1課に提出してください。

※添付書類

- 土地・・・土地を取得した日から1年以内に当該土地において第二種対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）に着手すること又は第二種対象家屋を取得することを証する書面
⇒土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書、工事日程表、新築・増築工事の請負契約書の写し、家屋の売買契約書の写し、取得予定家屋図面 等
- 家屋・・・家屋が自己の事業として工場、研究所等の用に供するものであることを証する書面
⇒家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書、家屋の平面図 等

※提出先 中河内府税事務所 不動産取得税第1課 (06-6789-1221)
〒577-8509 東大阪市御厨栄町4-1-16

② 確認の申請

「対象不動産の取得に関する確認申請書」を商工労働部企業誘致推進課に提出してください。
(申請内容を確認し、「確認結果通知書」を交付します。)

※添付書類

- ア 家屋を建築した場合は、家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し
- イ 家屋を売買した場合は、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- ウ 土地の場合は、土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- エ 家屋及び土地の登記事項証明書
- オ 家屋の平面図
- カ 市町村の優遇措置を受けたことを証する書面 等

※提出先 大阪府商工労働部 企業誘致推進課 誘致推進グループ (06-6210-9483)
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

③ 減額・還付の申請

確認結果通知書の交付を受けられた方は、確認結果通知書等を添付して「減額・還付申請書」を中河内府税事務所不動産取得税第1課に提出してください。

■ その他

この税制と「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく不動産取得税の軽減措置との併用はできません。

■ 問い合わせ先

詳しくは、商工労働部企業誘致推進課 (06-6210-9483) 又は中河内府税事務所不動産取得税第1課 (06-6789-1221) にお問い合わせください。

なお、市町村の優遇措置の内容等については、東大阪市経済部モノづくり支援室(06-4309-3177)にお問い合わせください。

